

令和 8 年度年間定期利用予約申請要領（一次募集用）

1 予約申請について

(1) 申請対象者

年間を通じて定期的（概ね週 1 回以上）に利用を希望する市内の団体

(2) 申請できる施設

別紙 定-2-1「対象施設一覧表（学校体育施設：体育館）」、別紙 定-2-2「対象施設一覧表（学校体育施設：グラウンド）」及び別紙 定-3「対象施設一覧表（一般体育施設）」参照。

(3) 申請できる時間

- 1 日を「早朝」、「午前」、「午後」、「夜間」の 4 つに分割し、それぞれを時間枠としています。この時間枠の中で、ご希望の時間を記入してください。時間枠の詳細は、別紙 定-4「予約可能な時間枠」をご確認ください。

〔例〕12：00～14：00 の活動…「午前」12：00～13：00 と、「午後」13：00～14：00 の 2 枠での活動とします。これは週 2 回の活動とみなします。

- 利用時間は、利用を開始する時刻（準備を含む）から退室する時刻（片付けを含む）です。これらを踏まえた時間をご申請ください。
- 開館時間外の利用および申請はできません。

(4) 申請できる期間

一般体育施設…「4 月～10 月まで」と「11 月～翌年 3 月まで」（2 期）

※冬期間の施設利用が増加する傾向を踏まえ、2 期に分けて希望を募ります。

学校体育施設…4 月～翌年 3 月まで（通年）

(5) 申請回数について

- 一次募集における予約の回数は、1 団体当たり学校体育施設及び一般体育施設を合わせて週 2 回までとします。
- なお、1 団体で複数のチームを有し、別々に活動している場合は、チームごとに週 2 回まで申請を可能とします。（その際は、チームの構成員名簿を添付してください。）
- 週 3 回以上の予約を希望する場合は、申請書の確認欄に希望の有無をご記入ください。希望がある場合、週 2 回までの全ての調整が完了した段階で別途お知らせします。

2 申請方法について

申請書（「令和 8 年度学校・一般体育施設等の年間定期利用予約申請書（一次募集）」）に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

項目	記入事項
申請者	それぞれ必要事項を記入
利用目的	該当するものを選択 ※その他の場合は（ ）内に内容も記入
競技種目等	該当するものを選択 ※その他の場合は（ ）内に内容も記入
施設区分	該当するものを選択
施設名	・施設区分で「学校」を選択した場合は、「通年」の欄に記入 ・施設区分で「一般」を選択した場合は、「4 月～10 月」及び「11 月～3 月」の欄にそれぞれ記入
曜日	希望する曜日を記入
時間	開始時間（準備を含む）、終了時間（片付けを含む）を記入（24 時間表記）

3 予約申請の調整方法について（決まり方）

- 最初に、団体からの週 1 回目から施設の優先順位に基づき予約調整を行います。重複があった場合は、市で抽選を行い、仮予約決定となります。
- 第 1 希望に落選した場合は、第 2 希望、第 3 希望・・・と順次調整を行います。
- すべての団体の第 5 希望までの確認が終わった後、週 2 回目の調整を行います。
- 希望する回数の施設を確保できなかった団体には、未確定通知を送付します。その際、空き施設を開示しますので、その中から希望される施設を選び、再申請を行ってください。次ページあり

令和 8 年度年間定期利用予約申請要領（一次募集用）

4 施設の予約優先順位について

(1) 学校体育施設

- ・ 学校は青少年の教育の場であり、地域活動との連携が不可欠であることから、①PTA、学区内の町内会、②青少年団体、③一般団体 の順で調整します。
- ・ 土日のグラウンドについては、指定した体育館とグラウンドのセット枠で予約を受付けます。
※体育館及びグラウンド、またはどちらかの希望が重複した場合は、調整・抽選の対象です。
- ・ また、体育館では硬式、軟式野球ボール、サッカーボールは使用できません。

(2) 一般体育施設

- ・ 施設の特性や機能を踏まえ、次のとおり優先します。

施設名	優先対象
高田スポーツセンター	武道団体
少年野球場	幼年野球団体
スポーツ公園、今泉スポーツ広場多目的広場	サッカー団体
13 区体育施設等	該当区の総合型地域スポーツクラブ(主催活動)

5 予約決定後の手続き（本申請）について

- ・ 予約の決定通知は、令和 8 年 2 月中旬頃に送付する予定です。
- ・ 本申請の手続は、学校体育施設は 3 月上旬、一般体育施設は使用する 2 か月前までに下記申請窓口で行ってください。お手続きの詳細は、予約決定の通知時に改めてお知らせします。

6 その他

- ・ 予約が決定した場合でも、市や学校の行事、各種大会、工事等で使用できなくなる場合があります。必ず本申請時に受付窓口で確認してください。
- ・ 土日祝日は、大会等で使用できない場合があります。大会開催数の多い体育館の令和 7 年度の開催状況を開示しますので、参考にしてください。
- ・ 高田城址公園の体育施設について、観桜会期間中（開花状況によって、期間が変更になる場合があります）は、駐車場及びナイター照明の利用はできませんので注意してください。
- ・ 申請内容の不備や虚偽記載があった場合、また申請者と連絡が取れない場合は、申請を無効にする場合があります。
- ・ PTA による学校の定期利用を行う場合は、PTA 総会資料を提出し、真に PTA 活動であることを確認します。総会資料に掲載されていない PTA 活動の場合は、学校から PTA 活動である旨の書類を作成していただき、提出してください（任意様式、要学校長印）
- ・ 学校体育施設における減免について、2 次申請以降は抽選で対応区外となった場合は通常の 50%減免で本申請をしていただきますのでご了承ください。
- ・ 例年、繰り返しお願いしているところですが、年間定期予約を必要以上に確保し、実際は利用しないケースが未だに見受けられます。こうした行為を確認した場合は、年間予約を全て取り消しますので、必要以上の予約は厳に慎むようお願いします。
- ・ また、こうした行為を確認した場合は、下記の問い合わせ窓口まで連絡をお願いします。

問い合わせ先

スポーツ推進課	(025-545-9257)	安塚区	教育文化グループ	(025-592-2003)	
浦川原区	教育文化グループ	(025-599-2104)	大島区	〃	(025-594-3101)
牧区	〃	(025-533-5141)	柿崎区	〃	(025-536-6714)
大潟区	〃	(025-534-6808)	頸城区	〃	(025-530-2360)
吉川区	〃	(025-548-2311)	中郷区	〃	(0255-74-2695)
板倉区	〃	(0255-78-2141)	清里区	〃	(025-528-3111)
三和区	〃	(025-532-2323)	名立区	〃	(025-537-2126)